

桶川市の市街化調整区域における
系統用蓄電池の都市計画法上の取り扱い

系統用蓄電池

※参考
系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）
（令和7年4月8日付け国都計第7号）

建築基準法

建築物ではない

「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」
（平成25年3月29日付け国住指第4846号）参照

建築物に該当

第一種特定工作物となる危険物の
貯蔵又は処理に供する工作物

建築基準法施行令
危険物の規則に関する政令
（種類が危険物に該当するか）
（該当する場合、危険物の数量
が規定を超えるか）

該当しない

該当する

電気事業法

- ①一般配送電気事業
- ②送電事業
- ③配電事業
- ④特定送配電事業
- ⑤発電事業用

- ①小売電気事業
- ②特定卸供給事業
- ★電気事業法に該当しないもの

- ①一般配送電気事業
- ②送電事業
- ③配電事業
- ④特定送配電事業
- ⑤発電事業用

- ①小売電気事業
- ②特定卸供給事業
- ★電気事業法に該当しないもの

許可不要

建築物・特定工作物に該当しない

許可不要

都市計画法施行令第1条第1項第3号
により特定工作物に該当しない

第一種特定工作物

市街化調整区域における
審査基準なし

事前協議要
許可不要

都市計画法施行令第21第14号に該当

建築物の建築

市街化調整区域における
審査基準なし